

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（収用、賃貸、解除保証）3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43640

嘉手納諸合公泡瀬軍用地の解除

大政軍外外機管
 務務 典房
 次次 審審長長
 巨巨官官審審長長
 係係人電厚計
 備備又會管給
 費費
 國資長領多長
 參調研企
 參領旅移
 參地中東
 長北東
 北北北
 中前審
 歐參西東洋
 長西東
 近了長
 經次總經國万
 長參買統國
 經協長
 參政技二
 國一理
 參務協規
 長
 國參政經科
 長軍社專
 長領領内外
 長一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

344

総番号(TA) 21174 主管
 70年5月4日15時55分 ナハ 発着
 70年5月4日17時52分 本省 着 米北1
 外務大臣殿 沖縄事務局次長

(軍用地の返還発表)(連)

第146号 平
 (総務長官へ 第146号)
 1. 1日、米民政は、イエジマの軍用地
 1,310エーカーおよび嘉手納基地の軍用地
 55エーカーが、未だ6月30日をもって
 返還されると発表した(発表文テキスト空
 送)。
 2. 同発表文によれば、今回の措置は必要
 でなくなった軍用地は返還するとの既定方
 針に沿ってとられたもので、返還場所は、

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

イエジマでは米軍の補助飛行場と通信施設
 に隣接する地区で、私有地約1,240エーカ
 ーと國有地約70エーカーからなっており、
 嘉手納基地については、同基地の南部に隣
 接する私有地としている。
 (3)

秘密標記 (赤色)

参事官
北条才一課長

半信

第 12 号

昭和 45 年 5 月 12 日

外務大臣 殿

在 準備委代表事務所
高瀬 代 表



(件名) 米軍用地 (泡瀬、読谷地区) の返還
に関する米民政府発表文送付

引用公・電信
日付・番号 往電才 42 号

標記発表文 / 部別添送付申上げ"る。

付属添付 付属空便 (行) 付属空便 (DP) 付属船便 (貨) 付属船便 (郵)

本信送付先：
本信写送付先：
配付送：

- 要処理
- 首席事務官
- 南方
- 渉外調査
- 漁業
- 航空
- 科協力
- 連絡調整
- 調査
- 力十分
- 局庶務



是般発表文は初二回解除(5/25) (5/14)

NEWS RELEASE

PLEASE NOTE DATE



UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
OF THE RYUKYU ISLANDS
PUBLIC AFFAIRS DEPARTMENT

URASOE, OKINAWA
(APO SAN FRANCISCO 96248)
TEL. 72153

FOR IMMEDIATE RELEASE:

NEWS RELEASE: 70-111
May 11, 1970

U.S. RELEASES 300 ACRES IN CENTRAL OKINAWA

URASOE, Okinawa, May 11 -- The U.S. Civil Administration of the Ryukyu Islands today announced that almost 300 acres of military-leased land in the Yomitan and Awase areas in central Okinawa will be returned to their Ryukyuan owners.

The land to be released in Yomitan comprises 217.84 acres located on the outer perimeter of the U.S. Air Force leased land at the Yomitan auxiliary airfield. Annual rental on this land is \$58,556.

The land contains two U.S. Army water storage tanks and a 2,000,000-gallon tank owned by the Ryukyu Domestic Water Corporation. The land under these facilities will continue to be leased by the Army and the corporation.

The 81.25 acres to be released in Awase adjoins the Awase Communication Annex and contains no U.S. facilities. Annual rental paid by the U.S. forces on this land is \$31,972.

Both areas are presently licensed for farming by the landowners, bringing in an additional annual income of over \$50,000 to farmers from the crops, mostly sugarcane and vegetables.

The announcement said that under established procedures, the release will become effective 60 days from today in accordance with advance notice requirements on termination of U.S. leaseholds.

The release is in keeping with U.S. policy of returning land to Ryukyuan owners when the land is no longer required by the U.S. forces. The announcement added that the U.S. Forces are conducting constant studies of land requirements.

(END)

米軍、中部沖繩の軍用地 300エーカー (367,236坪) を返還

沖繩、浦添、5月11日— 読谷及び泡瀬地域の軍用地
およそ 300 エーカー (367,236 坪) が、近く 沖繩の地主に返還されると
米国民政府は今日発表し、

読谷地域で返還される軍用地は 217.84 エーカー (266,662 坪)
で、米空軍が使用している 読谷補助飛行場の外部一帯を占
めている。同軍用地の年間地料は 58,556 ドルである。

返還される土地には、米陸軍の貯水タンク二基と琉球水道
公社の貯水タンク一基 (2 百万ガロン) がある。これ等の施設^{が占める}土
地は、引き続き陸軍及び水道公社によって借用される。

- 泡瀬地域で返還される土地は 81.25 エーカー (99,460 坪)
- で、泡瀬通信施設に隣接しているが、そこには米軍の施設はな
く、米軍がこの土地に支払っている年間地料は 31,972 ドルである。

米軍から許可を得て
両地域の地主は、これ等の土地を農耕地として使用し、
主に砂糖キビ、蔬菜類の農作物の生産から年間 50,000 ドル以上の
収入を得ている。

- 同軍用地の返還は、米国の借地権の終了に際し、事前通告制
を規定した現行の手續に従い、今日から 60 日後に効力を発すると
米国民政府では発表している。

今回の軍用地の返還は、必要があれば何時でも地主に
返還するとの米国の方針に沿って行われるものである。米軍当局は
既に必要とする軍用地の規模に就いて絶えず調査していると、
米国民政府では言っている。

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

98

- 大政事外外備官
- 事務次長
- 典房
- 巨首官審判長
- 備録人電厚計
- 備録文会営給
- 参閣折企
- 参領旅参
- 参地中東
- 参北北極
- 参西東洋
- 参西東
- 参近丁
- 参德經國万
- 参賀統國
- 参改技二
- 参一洲
- 参参協湖
- 参政監科
- 参社專
- 参道内外
- 一二

総番号(TA) 22990 主管
 70年5月13日 13時35分 ナハ 発着
 70年5月13日 16時26分 本省 着 米北

外務大臣 殿 高瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

米軍用地の返還

第44号平
 米電第42号に同じ
 13日午第琉球政府ニ於テ土地課長ト
 岡野ト対シ要旨等ノ通り述ベテ取
 引 5月1日及6月11日ニ各々答復スル
 事 トラジマ、オデナ、ヨミタン、及ウラフ
 七地区ノ返還ニ付スル土地ノ大部分

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

黙認耕作地となつて居る。
 1) 早速問題となるのは復元補償の
 問題にあつては、返還される土地の殆
 んどが1950年7月1日前に米軍より
 接收され形質変更を加えられたこと
 あるため一応講和条約第19条の請
 求権放棄の関連で補償が免除
 される建前となる。以上記す月日以
 降新法に土地改良が行なわれ
 とし有り得るため地主側の復元補償
 の請求(解放期限前15日までに提出)
 を待つて米軍当局者と合同で一筆毎に
 現地調査を行ない右請求権の適否を
 認定することになつて居る。

外務省

手理長
手理
アメリカ局長
参事官
北米第一課長

秘密標記(赤色)
秘

準第 15 号
昭和 45 年 5 月 14 日

外務大臣 殿

在 準備委代表事務所
高瀬 代 表



(件名) 米軍用地返還

引用公・電信
日付・番号 5月13日付往電第44号

- 要処理
- 首席事務官
- 南方
- 渉外調査
- 漁業
- 航空
- 科学協力
- 遠送調整
- 調整
- 力夕夕
- 局業務

45.5.13

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:
本信写送付先:
配付送:

防衛省行政手続部 米軍用地返還 5/13

在外公館電信案

秘密表示(機密・秘の表示)	符号表示 略 略 平	※ 総第 号
針掛	※ 第 号	昭和 年 月 日 時 分
大至急・至急・普通・LTF		※ 発電係
館長	主管 参事官	起案 昭和 45 年 5 月 14 日
協議先		起案者 田の
あて先 外務大臣 在		大使 総領事
電報		あて
件名 米軍用地返還		
往電第44号に附		
14日午前、砂川土地連合会事務局長 岡野に		
対し要旨次々と取り進め、何れも参考まで致す。		
このほか、2園にわたり米軍用地の返還が完		
了されたることあり、今後復元補償の請求		

(昭和四十四年改正) GB-2

